

福井県知事

西川一誠様

福井県労働者福祉協議会
会長 山岸克司

平成 25 年度の予算編成期にかかる諸制度への要望書

貴職におかれましては、県民のくらしの向上、福祉の充実にご尽力されていますことに対し、心から感謝を申し上げます。

また、日頃は福井県労働者福祉協議会（労福協）に対しまして、ご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、私たちを取り巻く情勢は、東日本大震災の復興がなかなか進まない中、税と社会保障の問題、領土の問題、エネルギーの問題など、根幹的な問題が山積みしている状態です。高齢化が進む中で、これらの問題にどのように対応すべきか、一人一人が真摯に向き合って考えなければならないことだと思うところです。

経済状況になかなか明るさが見えてこない中、雇用環境多くの課題を抱えています。その中にあって、私たち労福協は、各事業団体とも一層の連携を深めながら、組織労働者それぞれの事業を通して努力しているところです。

つきましては、本年度も下記内容についての要請をいたしますので、実現に向けてご検討下さることをお願い申し上げます。

記

（1）くらしの相談事業に対する充実支援のお願い

ライフサポートセンター福井（県補助事業）は開設以来、これまでに多重債務問題、労働問題、その他暮らしに関わる法律問題など、暮らしの上での困りごとの相談は 2169 件（2012 年 9 月末）に達しました。暮らしのセーフティネットとして県民に認知をいただいているものと思います。

引き続きご支援をお願い致します。

（2）広報掲載のお願い

ライフサポートセンター福井（県補助事業）並びに、労使相談センター（県受託事業）を、県民の暮らしの相談窓口として、県広報誌等に掲載して下さることをお願いします。

（3）消費者行政相談体制の充実強化

悪質商法については、研修会などを開催しながら注意喚起をしていますが繰り返し発生しています。

消費者行政・相談体制の一層の強化と各市町への指導をお願いします。

(4) 「公契約条例」の制定のお願い

低賃金労働が拡大しています。労働者の生活の安定を図り、地域経済の活性化を図るために、県が発注する工事において、受注企業やその下請け企業で働く労働者の賃金や安全衛生対策の適正な確保に関する発注者の責任を盛り込んだ公契約条例を制定していただきますようお願い致します。

(5) 制度融資「勤労者生活安定資金」の周知願い

勤労者ライフプラン資金融資制度は、「勤労者生活安定資金制度」として昭和 53 年の制度発足以来、県下自治体統一制度として延べ約 8 万 3,500 人・803 億円(平成 24 年 3 月末)の勤労者の方にご利用いただいております。

また、平成 17 年度からは「勤労者育児・介護休業生活資金」が新設され、制度も拡充されました。平成 23 年度よりは、印鑑証明書を徴求不要として頂き、必要書類の簡素化が図られたこともあり、利用件数は増加しております。来年度も勤労者に幅広く利用できる現行制度(預託金方式)を継続いただくとともに、これら制度内容について幅広く県民に周知すべく広報誌等に掲載をお願いします。

(6) 福井県勤労者住宅利子補給制度の安定的な継続願い

福井県勤労者住宅利子補給制度は、平成 23 年度の制度改訂により所得制限が 250 万円以下に引き下げられたことにより、平成 23 年度は件数が 96 件(前年度実績 197 件)、金額については、補給対象融資枠 8 億円のところ 3 億 6,400 万円(前年度実績 7 億 8,300 万円)と前年度の実績を大きく下回りました。しかし、低所得者層の勤労者住宅取得支援制度としての福井県勤労者住宅利子補給制度の役割は大きく、是非、来年度も制度の継続を引き続きお願い致します。

(7) 多重債務者対策に係る情報交換並びに連携のお願い

内閣に設けられた「多重債務者対策本部」では、平成 23 年度も「多重債務者相談強化キャンペーン 2011」が実施されております。

北陸労働金庫においても、平成 19 年に「北陸ろうきん生活応援・多重債務対策本部」を金庫内に設置し、労福協との連携も図りながら、下記の取組みを中心に勤労者の生活応援の一環として多重債務問題を積極的に取組んできました。

- ・労福協との連携による「気づきキャンペーン」の展開し、組合員・家族を対象に「高利からの借換え」を取組みました。
- ・「ライフサポートセンター福井」への職員派遣、「くらしなんでも相談会」への相談員の派遣など、労福協と連携し多重債務に関する相談活動を積極的に行いました。
- ・会員と連携しながらセミナー・学習会等による多重債務やマネートラブルに対する予防・啓発活動と相談活動の積極的展開するとともに、「北陸ろうきん相談ネットワーク」として弁護士・司法書士とのネットワークの構築し、多重債務者の相談・解決に努めています。

貸金業法は総量規制などを含むすべての規定が施行されましたが、今後も多重債務問題の抜本的に解決に向けて、内閣府の「多重債務問題改善プログラム」に沿った施策の実現について、県所管の「福井県多重債務者対策協議会」との情報交換並びに連携をお願い致します。

(8) 買物弱者支援の取り組みへの要請

福井県民生協では2009年より中山間地の買物に不自由している組合員、地域の方のために移動店舗「ハーツ便」をスタートし、現在10台で530拠点、毎週約2,600人の方にご利用いただいています。

2010年には福井県の「集落移動販売システム整備モデル事業」に採択されました。

過疎化が進行する中山間地域では、買い物に困る高齢者が増え、買い物支援の取り組みは今後ますます需要が増えると予想されることから、買物弱者対策を一層進めていただきますようお願いします。

以上